近世城下町の財政システムと町人

松崎範子

はじめに

近世期には土地にかかる年貢負担があるのに対して、大半の城下町では土地に対する負担＝地子が免除されている。領主への負担のない城下町は、どのように町行政の費用を捻出しながら運営されていたのか、本稿では熊本藩の熊本城下町を素材に[1]、城下町の財政システムについて究明する。

ところで、本稿で検討する城下町の財政とは、町人の自主的管理下にある諸入用に限定することを最初に断っておく。城下町では近世中期以降、社会変化に対応して救済制度の整備が町行政の重要課題となりそのための費用が準備されているが、これは藩の政策によるものである。諸藩の城下町には建設段階から領主と対応するために有力町人を中心とする惣町（町全体の運営組織）が形成されており、その入用をはじめ町人が共同生活をするうえで必要とする諸費用を家持町人が負担することで運営されていた。しかし17世紀後期に行政管理機構が成立すると城下町の入用形態に変化がみられる。地子免除である熊本城下町では「惣町－懸（中間行政区域）－丁（個別の町）」という行政区域を整備し、これに対応する「惣月行司－別当－丁頭」を組織して、町役人が町人から諸費用を徴収して藩と対応しながら城下町を運営するようになる[2]。本稿では、こうした城下町の財政システムについて究明するために、記述においては次の３点を具体的な目的として設定する。

第１には、町人から徴収された諸費用によって城下町の財政がどのように形成されているのか、その全体構造を明らかにすることである。

第２には、町行政が制度的に進展するとともに、諸入用を安定的に徴収できるしくみが構築される経過について検討することである。熊本城下町においては藩庁奉行所に中央行政機構が確立する宝暦改革期と、町側が熊本惣町会所を開設する文化期が町行政の転換期である。この時期に城下町を都市として機能させるために諸入用の確保が重要となっている。各段階においてどのように徴収システムが整備されるのか、その経過を追うことにする。

以上の検討結果をふまえて第３には、城下町の行政・運営にかかる諸費用が増加すると、諸入用の徴収単位である個別の町ではどのように対応するのか、その変化について考察したい。

1.　城下町における財政システムの全体構造

本節では、城下町の内部編成と対応する財政システムについて、その全体構造を提示する。

熊本城下町の行政管理機構は、その内部編成「惣町（町全体の運営組織）－懸（中間行政区域）－丁（個別の町）」と対応して、「惣月行司－別当－丁頭」が組織されている。このような行政管理機構が成立するのは17世紀後期のことで、この時期に農村における「村」のように「丁」を町行政の基礎単

位とし[3]、滞と対応するための行政単位として「懸」の整備を進めた結果[4]、町人に関する実務業務は、町役人である別当・丁頭が滞と対応しながら処理するように変化する。すると城下町全体の運営は懸の代表である別当の連合組織によって行なわれ、別当が城下町の代表である惣月行司を交替で受け持つようになる。すると熊本城下町の財政は、「惣町入用」という町全体を運営するための会計と、町人の生活単位である個別の町の「丁入用」に、「懸入用」という各懸が業務をするための諸費用が加わって、重層的な財政システムが形成されている。

町人がこれらの諸入用をどのように負担していたのかは、実際に徴収を受け持っていた丁頭の記録である（仮題）「西唐人町丁頭記録」[5]で知ることができる。これによるとA「貫銭」が毎月徴収されており、B「両座銀」・C「踊銀」・D「御用馬銀」は12月にまとめてと、A～Dという定式入用があることが判明する。

A～Dの諸費用がどのような目的で徴収されていたのかというと、A「貫銭」とは、町役人が懸ごとに町の業務をするために必要とした人件費・諸経費である。熊本城下町の別当・丁頭には給銀の設定はないが、別当のもとで業務にあたる物書・肝煎という補助職員には賃金が支払われており、また熊本城下町の町火消は懸ごとに編成されているため、町火消をつとめる鳶役にも「貫銭」からその手当てが支払われていた[6]。これに物書・肝煎が懸会所で業務をするうえで使用する筆・紙・蝋燭代なども「貫銭」に含まれている。さらに所属する懸の別当が熊本城下町の惣月行司となった際に必要となる経費も、「貫銭」から支出されている[7]。つまり「貫銭」とは「懸入用」といえるものである。しかしB～Dは「懸入用」ではない。城下町全体で活動するための「惣町入用」である。その内容を簡単に説明する。

B「両座銀」とは、城下町の祭礼費用である。熊本城下町では加藤氏によって城下町が建設されていた慶長11年（1606）ごろに戦国期に中断していた祭礼が再興されており、熊本の氏神である祇園社と熊本城西側藤崎宮内の六所宮には、本座・新座の両座が能を奉納するようになる。両座の能役者や囃子手は城下町の町人で[8]、役者の給銀などを確保しながら両座の運営をしていたのが「年行司」である。年行司をつとめたのは2名の別当で、毎年交代した。

C「踊銀」とは、熊本城下町の建設段階から行われている盆後踊（殿様祭りとも言う）[9]を催すにあたって、必要とした費用のことである。貞享元年（1684）から記録が始まる「惣月行事記録抜書」の冒頭に、「盆後踊之儀、十六掛之内拾五懸例年之通七月廿一日廿二日ニ仕出、御奉行衆え庭入いたし候由記有之候」[10]とあるように、領主側と城下町との関係をつなぐ重要な行事であった。享保7年（1722）段階の盆後踊の規模は、熊本城下町16懸のうち15懸が踊りを出し、一踊りについては「押へ一人・太鼓二人・笛弐管・鼓弐挺・三味線弐挺・別当・丁頭・踊子・警固共ニ三四拾人位」[11]と約30～40人ほどの集団を編成して、囃子手と踊り子には懸りごとに別当・丁頭がつき添い、これに警固をする者も加わって、町全体では500～600人とその規模は盛大なものであった。

D「御用馬銀」について。城下町は街道の拠点であるので領主から駄賃馬の確保を請け負っており[12]、熊本城下町では享保20年（1735）に御用馬の数50疋が確定している[13]。その御用馬を維持をする費用を含め、宿駅の機能を果たす人馬会所の運営費用が「御用馬銀」である。

つまり、熊本城下町財政の全体構造は次のような構成となっている。

「惣町入用」……B「両座銀」・C「踊銀」・D「御用馬銀」があり、このほかに以下の記述で取り上げる熊本惣町会所の「町会所入目銭」が、文化期になって追加されている。これ

らはすべて、毎年12月にまとめて翌年分が徴収されている。

「懸入用」……A「貫銭」のことで、これは毎月徴収されている。

「丁入用」……各丁にも独自の会計がある。

徴収においては熊本城下町の土地台帳である「軒帳」[14]にある間口を賦課基準として、丁頭が町人から集めた。(仮題)「西唐人町丁頭記録」によると、西古町懸の「貫銭」は安政2年(1855)には1ヶ月分が銭(匁銭)606匁で、懸全体では年間では銭7貫272匁であった。西古町懸の惣間高が約1714間であるので[15]、町人は間口1間あたり年額約銭4～5匁の「貫銭」を負担している概算となる。またB「両座銀」・C「踊銀」・D「御用馬銀」についても、同じく(仮題)「西唐人町丁頭記録」によると丁頭では嘉永7年分のB～Dをまとめて、12月に銭254匁6分を徴収している。西唐人町の惣間口が98.8間[16]であることから、年額約銭2～3匁の負担である。つまり熊本城下町の町人は間口を賦課基準として、1間あたり年額約銭6～8匁の負担をしていたということになる。

ここまで熊本城下町の財政は「惣月入用 - 懸入用 - 丁入用」で構成されていることを明らかにしてきたが、これよりどのような経過を踏んでこうした財政システムが完成するのかを検証する。

2. 広域的な財政システムの確立経過

第1節で明らかにした城下町の財政システムは、次の3段階を踏んで確立する。まず行政管理機構が成立する17世紀後期を起点とすると、宝暦期の藩政改革によって町側が運営力の強化を求められた時期に諸入用の徴収システムが見直されており、藩財政が窮乏する19世紀には城下町の機能を高めるために、町側が熊本惣町会所を開設したことで完成する。これより各段階においてどのように見直されているのかを検証する。

2.1 行政管理機構の成立による城下町財政の変化

熊本城下町では建設段階から、町全体が参加する祭礼や領主との行事である盆後踊が行なわれていた。その費用は有力町人が町人から徴収していたものとみられ、これに町人が共同生活をするうえで諸入用があった。しかし17世紀後期になって行政管理機構が成立したことで、町人の負担体系は変化する。懸を中間行政区域として、懸ごとに町役人が藩と対応する行政システムが成立すると、ここで町役人が業務をするための費用が必要となっている。これに関しては次の正徳5年(1715)の史料[17]で知ることができる。次に提示する史料は、熊本城下町の3名の町人が藩に御用銀を差し出した功績で扶持を受け、その諸役免除に関して熊本町奉行と確認をした「諸事相極候覚書」であるが、このなかに次のような記載がある。

一、別当手付役人給銀之事

但、先年付札之通自分之用事をも右役人江勤せ候ハヽ、給銀出し可申者と存候

一、諸用右役ニ勤せ不申候ハヽ、出せ申間敷候

第1条にある「別当手付役人」とは、別当の補助職員である物書・肝煎のことである。その給銀に関して、扶持方町人の場合は藩との対応において別当手付役人の手を介さずとも直接できるので、その場合は負担しなくてよい。ただし一般町人と同じように、その手続きを別当手付役人に依頼する場合は負担するようにとある。つまり中間行政機構となった別当のもとで懸ごとに町の業務が始まると、町人はそれまで負担していなかった町行政の費用を負担して、「懸入用」が成立していることが判明する。

以上のように、城下町では初期段階から「惣町入用」といえる諸費用が徴収されており、そして町人が共同生活をするために必要となる「丁入用」があった。これに17世紀後期に行政管理機構が成立して「懸入用」が加わったことで、重層的な諸入用が渾然と城下町の財政を形成するようになっている。

2.2　町財政における徴収システムの整備

18世紀になると諸藩は厳しい財政状況におちいる。熊本藩では宝暦2年（1752）7月に大奉行職を新設して宝暦改革が始まると、同6年7月1日には藩の機構はこれまでの家老月番制を改めてすべて奉行所機密間で扱うようにして、奉行所を中央政庁として家老・中老・大奉行・奉行による合議体制を固めて諸奉行には分職体制を採用する[18]。するとそれまで熊本城下町の支配にあたっていた熊本町奉行は廃止されて、藩庁奉行所の町方部局の根取が直接、城下町を担当するようになるが[19]、このように藩側の役人組織が簡素化されたことで、城下町の町役人は運営力の強化を求められている[20]。しかしそのためには、町役人が業務をするうえで諸入用の徴収に問題を抱えていたことが、次の史料で明らかとなる[21]。

一、近年軒掛り出銭相増、貧窮之者及迷惑候様子ニ候、此儀何々之稜物入ニ付一軒ニ付一ヶ年ニ何銭々々出銭仕せ候との事、委敷書付可差出候、万一書出候事如何敷存、内證ニて拵候書付等差出、後日ニ相知候ハヽ、別当共其外申談ニ加り候者共迄越度ニ可申付候条、此旨を存、明白ニ書出可申候、若是迄不埒之筋ニて出銭申付候筋たり共、廉直ニ書出候ハヽ其科可差免候、是已後万事費無之、出銭等も減シ貧窮成者少ニても救ニ相成候様、別当丁頭共可附心候

右宝暦二年七月式

この史料の内容は、「軒掛り出銭」の増加が貧窮の町人にとっては重い負担となっていることを指摘して、確実に諸入用の徴収することを求めるものである。その対策として藩では、「何々之稜物入」とどういう目的で、「一軒ニ付一ヶ年ニ何程々々出銭仕せ」と一年間にどれほどの割賦をしたのかと、徴収目的とその金額を隠し立てせずに報告ことを別当に求める。もし偽りが判明した場合は、別当だけでなくそれに加担した者も「越度」とすると告げて、「軒掛り出銭」を減らすことを指導している。町人の負担が増えていたことで、丁頭は確実に徴収することができなくなっていたのである。

別当の報告で「軒掛り出銭」の中身が明らかになると、藩は次のような指示をする[22]。

一、今度御町中諸入目銭相改り減方被仰付、毎月定出方分割賦相極り、月々不時出方之儀ハ其時々割賦仕、急成御用等無支様ニ頃日被仰付候通ニ候、右之通相究候上ハ向後諸貫銭無滞、其時々之出方も不支様ニ相心得可申候

右宝暦二年九月式

この内容は、藩が7月に「軒掛り出銭」、つまり「町中諸入目銭」を減らすように指示したことで、「毎月定出方分」＝定式入用を決めることができたので、今後は「不時出方」＝不時入用が必要となった場合はその度に割賦するようにという通達である。こうして「毎月定出方分」＝「貫銭」が確定すると[23]、それでは不足する分を不時入用として徴収できるようになった。宝暦段階の定式入用と不時入用の内容について、さらに詳しくみることにする。

2.2.1　定式入用の確定

熊本城下町にはＡ「貫銭」・Ｂ「両座銀」・Ｃ「踊銀」・Ｄ「御用馬銀」という定式入用があったことはすでに述べた。宝暦段階にはこれらの定式入用が、どこまで確定しているのであろうか。

A、「貫銭」

「貫銭」とは、懸ごとに町役人の業務に必要となる人件費・諸経費のことである。しかし宝暦段階はまだ「懸入用」と「惣町入用」が未整備である。そのため「惣町入用」は「懸入用」である「貫銭」と一緒に徴収されている。

一、新壱丁目御高札場并勢屯・同所御門之上広キ掃除夫弐百弐拾五匁

一、新三丁目塩屋町勢屯・高麗門勢屯右之両所掃除夫弐百弐拾五匁

合四百五拾目

右之通一ヶ年分被仰付候、月々御町中割賦

新一丁目懸には高札場があり、その周辺は「勢屯」といわれる広場であったが、ここは城の入り口でもあったため場内に通じる御門があった。また新三丁目懸には塩屋町と高麗門にも勢屯があった。史料にはこれらの場所は公共の場所であるので、町全体で掃除をするための夫賃を年間450目に定めて「月々御町割賦」としたとある[24]。このほかにも「惣月行司入目」や「高麗門明間番人雇賃銭」という町全体で必要とする諸費用も「貫銭」と一緒に徴収されるようになる。

B、両座銀

「貫銭」が確定した翌年には、「両座銀」と「踊銀」が見直されている。「両座銀」の徴収がどのように変化したのかは、次の宝暦３年10月の史料で明らかとなる[25]。

両座役者共勝手差支、六月御祭礼之節、受取申筈之給銀之内、前年之冬年行司勤前之者より請取来候ニ付、不勝手之年行司ハ振替等差支及難儀申候様子ニ相聞候ニ付、右之給銀取候儀可被差留候得共、是迄請取来候者共可致難儀候間、其通ニて可被差置候、依之翌年六月割賦之御祭礼銀、向後ハ前年之暮ニ割賦被仰付候間、年行司年番之ものハ右割賦銀ニ応し、役者共へ渡し方取斗可申候、此旨御町之者共へ不洩ニ可申聞候事

ここには両座の役者が「不勝手」であるため、これまで毎年６月に行われる祭礼の給銀は「年行司」が「前年之冬」に立て替えて支払うようにしていたが、現在では年行司のほうが不勝手となり、立て替えることができなくなっている。今後も以前通りに支払うためには、両座の役者の給銀となる「御祭礼銀」＝「両座銀」を前年の暮には徴収しておくことが必要であると、藩が徴収時期について指導する様子が記されている。その結果、「両座銀」は前年12月と徴収時期が決まっている。

C、踊銀

宝暦期には藩財政の困窮にともない城下町も不景気となっていたことで、「両座銀」だけでなく盆後踊の規模を縮小して、「踊銀」は次のように見直されている[26]。

覚

一、御町中盆後踊り之儀、当年ハ三踊ニ被仰付候、尤両坪井組合・京町・新町中組合・古町中組合都合三踊十八日・十九日之内一日、古町中ハ祇園社、其外ハ藤崎ニて踊り可申候、左候て別当宅中ニて踊ハ勝手次第ニ可仕候、尤造用銀壱貫八百目、一踊ニ六百目宛、職人町を除ヶ御町中可有割賦候、此外踊りニ付て下方割賦無用可仕候、右之分を以随分軽ク仕出候様可取計旨ニ候、鳴物又ハ子供駕ニ乗せ候儀ハ有物を以之儀、勝手次第、銅鑼・太鼓ハ打申間敷候、勿論踊ニ付罷出候者ども喧嘩口論等不仕様堅可被申付候、右之趣沙汰可仕旨候事

以上

六月廿三日　　盆踊之儀ニ付当節より右之外ニ御達之控無之

上記史料には、享保期には15踊りであった盆後踊が、宝暦3年には一気に3踊りとその規模を縮小したとある。そして3踊りにかかる「造用銀」を「壱貫八百目」と、1踊りにかかる費用を600目と定めて、「此外踊りニ付て下方割賦無用可仕」ようにと、表1のように懸ごとに負担する「踊銀」の諸費用を確定している。さらに宝暦6年7月には、表1の職人町懸のようにその分担に応じることのできない懸には割賦を免除して、鳴物や子供装など踊りに必要な物を新調せず、現在ある物を使用させることで町人の負担を少なくするとともに、さらに10間につき5匁3厘という負担の基準を設けて[27]、各懸の分担金額を確定させている。

表1　踊銀の分担

懸	踊銀
新1丁目	52匁2分　厘
同2丁目	19、7、4
同3丁目	37、1、3
蔚山町	47、8、6
細工町	141、6、3
職人町	－
西古町	239、7、4
中古町	241、7、6
東古町	280、7、2
紺屋町	152、5、7
京1丁目	42、3、4
同2丁目	39、8、8
今京町	37、5、7
出京町	70、1、3
本坪井町	97、2、1
新坪井町	298、3、
合計	1貫800目

「熊本藩町政史料一」156頁より作成。

D、御用馬銀

宝暦2年から3年にかけては「貫銭」「両座銀」を、同3年から6年にかけては「踊銀」の見直しをすると、次は宝暦6年に「御用馬銀」の改定をしている。その内容は、次の史料によって明らかとなる[28]。

当御町御用馬五拾疋、夫々持主相定、馬子共え預候て御用筋相勤申事候処、預り候馬子共、馬々仕イ方不宜、建継候ても無程病馬相成、間もなく欠馬有之、馬持共出方も相増、第一御用差支申事ニ候、畢竟御用馬致惣根締候者無之、馬持共ハ出方さへいたし馬子共え相渡候得は能事と相心得、飼方之様子も委敷不心を附押移候面々の有之、且ハ銘々出方ニ成候儀無考不埒之至候、依之右御用馬五拾疋、向後馬差会所定請ニ被仰付候間、懸り々々受持候馬数ハ只今迄之通ニて、馬壱疋ニ付一ヶ年ニ銭百五拾目宛馬差会所え相納可申候、右之分ニて病馬・欠馬、建継・建替馬具并馬子共給銀等迄も一式相済申候、尤当年分ハ給銀等も相渡候事ニ付、来年より右之通被仰付候条、右銭高懸り々々別当共より十二月十日限ニ致出方、前年々々ニ馬差会所え相納可申候、若自今巳後右之日限不相納町々も有之候ハハ、其分ハ一疋ニ付五拾目宛之増方を以取立候様ニ被仰付候、右之通、御町馬持中え可被申触旨候、以上

七月四日　　　　　　　　　　　　　御町方根取中

惣月行司新坪井町釘沢市三郎殿

上記史料から判明することは、宝暦6年に御用馬の分担が表2のように決まっていることである。それまでも御用馬の定数50疋は決まっていたものの、それぞれの馬には持ち主がおり、馬の所有者がその経費を負担して馬子が馬を預かることで御用馬は確保されていた。しかしその取り扱い方がよくないために必要とする時に調達できないことから、御用馬を城下町全体で請け負い、馬の管理は馬差にまかせて、馬差方を馬差会所（その後は人馬会所と称す）とすることで、御用馬の維持・管理ができるようにした。そのため宝暦6年には、馬1疋につき年額銭150目と経費を決めて各懸の分担金を確定させた。こうして、毎年12月10日を期限として、「御用馬銀」が馬差会所に集まるしくみとなる。

2. 2. 2　不時入用の成立

宝暦2年から6年にかけて、A「貫銭」・B「両座銀」・C「踊銀」・D「御用馬銀」という定式入用

が確定したことで、定式入用では不足する分を不時入用として徴収できるようになっている。では不時入用として徴収されたのはどういう費用であるのか、これについては次の史料で知ることができる[29]。

亥ノ年中不時割賦

一、日田御代官、沢屋宅止宿、掃除夫賃

一、市駄橋繕入目

一、古町人馬会所繕入目

一、明間繕入目

一、御高札場繕入目

一、六所宮井垣繕入目

一、薩摩様御遺骸御通、沢屋宅夫賃

一、野方御出節、遠見夫亦は筒口御屋敷より御船持夫

一、物書、肝煎増給

右之外、掛り内提灯張替・蝋燭代・鳶之者火事羽折等之仕継、町番所繕、影踏之節影板持夫、人別銭入之かます持夫等之出方、夫々小前之事

表2　御用馬の分担

懸	町馬
新1丁目	2疋9合
同2丁目	1、4
同3丁目	2、
蔚山町	2、9
細工町	1、9
職人町	4、
西古町	7、
中古町	4、9
東古町	7、
紺屋町	3、
京1丁目	1、
同2丁目	1、
今京町	1、
出京町	2、
本坪井町	4、
新坪井町	7、
合計	50疋

『熊本藩町政史料二』386頁より作成。

ここで提示した「亥ノ年中不時割賦」とは、宝暦5年分の不時入用である。これを見ると熊本城下町の町人は定式入用に加えて様々な費用を負担していることが明らかとなる。

「亥ノ年中不時割賦」の諸項目が定式入用とどのように関連するのか、A「貫銭」・B「両座銀」・C「踊銀」・D「御用馬銀」と対応させると、次のように整理することができる。

A、「貫銭」に関連するものとして、「市駄橋繕入目・明間繕入目・御高札場繕入目・物書肝煎増給・掛り内提灯張替・蝋燭代・鳶之者火事羽折等之仕継・町番所繕・影踏之節影板持夫・人別銭入之かます持夫等之出方」などという、懸の職員への増給や出役にかかる費用、火消しのための道具類や、橋・明間・高札場・町番所の修繕や提灯の張替え・蝋燭代などという城下町の施設管理に要する費用。

B、「両座銀」に関連するものとして、「六所宮井垣繕入目」という両座が能を奉納する藤崎宮内六所宮の修繕費。

C、「踊銀」ではないが、城下町が領主一族と対応するための費用として、野方御出の節の「遠見夫」または「筒口御屋敷より御船持夫」という人件費。

D、「御用馬銀」に関連して、「古町人馬会所繕入目」という人馬会所の修繕費。

以上がA～Dの定式入用では不足する不時入用である。しかし上記史料にはA～Dに当てはまらないものがある。それは「日田御代官、沢屋宅止宿」の際の「掃除夫賃」、そして「薩摩様御遺骸御通」の際の「沢屋宅夫賃」など、藩が幕府の役人や他藩の藩主との応対に必要となった臨時的な協力金である。これらも不時入用として徴収されている。

以上のように、宝暦期には「貫銭」の確保を目的に藩が諸入用の徴収について指導したことで、定式入用が、確定して、不時入用が成立する。しかし、この段階の財政システムは、「亥ノ年中不時割賦」に見るように「御高札場繕入目」・「市駄橋繕入目」という惣町が必要とする会計や、「掛（懸）り

内提灯張替」・「物書肝煎増給」などという懸の会計だけでなく、「夫々小前之事」とそれぞれの丁でも不時入用を徴収している。それに「蹄銀」は間口が賦課基準でとなっているのに対して、その他の入用はまだ軒が賦課基準で、富裕町人と零細な町人とが同じ負担のままである。これに熊本城下町は諸役免除であったにもかかわらず、藩から様々な協力金が求められている。つまり城下町を維持・運営するには多岐にわたる費用が必要となり、そのため宝暦期には諸費用の徴収システムが整備されたのであるが、まだ見通しを立てた計画的な財政とはなっていない。

2. 3 惣町会所開設による徴収システムの見直し

その後も、諸入用の徴収システムの見直しは続いている。天明期の飢饉による米価高騰で社会問題への対応が町行政の重要課題となると、熊本藩では天明7年（1787）末から同9年にかけて専任の熊本町奉行を設けて、町政の見直しをする。諸入用の徴収に関してはまだ賦課基準に不公平な部分があるとして、この時期に各懸に総間高を報告させて[30]、「貫銭」の賦課基準を軒掛けから間掛けとするように指導する[31]。しかしその一方で、安永4年（1771）9月からは人馬会所の業務には、「宿継を以町年寄当りニて従公辺之御触書、或ハ薩州・求磨継送り之品々、或ハ日田・天草御用銀運送りニ付て之先触等」[32]と、宿継で送られてくる諸品を受け取ることも加わり、人馬会所は城下町の都市機能として交通・輸送において中心的な役割を果たすようになっており、そのため寛政8年（1796）からは町全体の運営組織の中に人馬会所を組み入れて[33]、「駅場請込別当」[34]という担当者を設けている。これは人馬会所の運営にかかる経費が増えることであり、町人の負担は増していた。

そのうえ文化期には藩財政の窮乏によって、町行政をするための実務は町役人の業務に大きく依拠するようになっていた[35]。そのため熊本城下町では、文化4年（1807）に町人の負担で熊本惣町会所を新規に開設して、惣町の機能を広域的に展開してこれに対応するようになる[36]。すると熊本惣町会所は、次のように使用されている[37]。

一、町会所壱ヶ所　　　　新三丁目

但、已前者熊本町ニ会所無之、御用之節々者懸り々々別当宅、又者町物書宅ニ打寄吟味筋等之儀取計来候処、文化四年惣懸りより本行之家屋敷買上町会所取建候後、御用向左之稜々惣而於町会所取計候事

一、薩州様・相良様御通行・公義御役人衆新町止宿等之節々、町方根取已下町役人迄出役

一、両社御祭礼之節、年行司・惣月行司相勤候面々、居宅間狭ニ有之候へハ、諸事町会所ニ罷出相整候

一、月々旅人改之節、旅人方より罷出旅人呼出相改メ候

一、例年影踏之節踏残り候者共、三月ニ至り呼出落踏仕せ候

一、惣懸り町別当共申談之筋有之候節打寄申候

一、於町方吟味筋有之節、呼出及吟味候

一、市中之者御刑法被　仰付候得者、町会所ニ呼出教諭仕候

右之外臨時之儀茂有之節ハ惣而町会所ニ而取計仕候事

上記史料は、文化9年6月に大奉行嶋田嘉津次の指示で町方部局が作成した熊本城下町の支配大綱から、特に熊本惣町会所に関する部分である。これによると町人が惣町会所を使用するのは、両社御祭礼の打ち合わせ、（第3条）「惣懸り」つまり惣町を組織する別当の寄合（第6条）、毎年の影踏に諸用で踏むことができなかった者を対象とする3月の再影踏（第5条）、町人の吟味や違背者の教諭

（第7条）、その他とある。文化期まで熊本城下町には町全体で使用する施設がなかったため、惣町の寄合は各懸の別当宅や物書宅で行なっていた（第1条）。しかし町役人の業務が増えたことで、それまで以上に協議をする場が必要となって熊本惣町会所が開設されたのである。

ところが上記史料には、城下町のなかに藩の役人が詰める場所がなかったことで、町方根取以下の役人が諸大名や公儀の役人が城下町に止宿した際や（第8条）、他国からの旅人改めの際にも（第4条）、町方の担当役人が惣町会所に出向いて仕事をしていることが記されている。したがって惣町会所の維持・管理にかかる費用だけでなく、藩の役人と対応するための費用も必要となって、惣町会所の開設でさらに町人の負担は増えていることが明らかとなる。そのため藩では文化12年3月に、「熊本町諸出銀、今度格別減方之しらへ帳面ニ仕立相達候様、委細御達有之候」[38]という通達を出して、宝暦期のように再び「熊本町諸出銀」の内容を記した帳面の提出を町役人に求めて、縮小できる部分を見つけて町人の負担を減らすように指導する。

しかし実際には、町人の負担を減らすことにはつながっていない。宝暦期に「軒掛り出銭」の見直した段階とは異なり町役人の業務内容が増えていたことから、「熊本町諸出銀」には惣町会所で必要とする費用が多く含まれていることが判明して、町行政の進展とともに惣町会所の経費、つまり惣町入用を安定的に確保するための対策が必要なことが認識される結果となっている。したがって文化14年正月に藩では、惣町会所で必要とする諸費用の徴収に関して、「町会所例月入目銭、月々ハ割賦ハ見合、当年より極月ニ至一同ニ割賦、十二月惣月行司相頼可申候間、通達いたし置候様、新三丁目別当中より平嶋喜八郎へ紙面記し有之候」[39]と、文化13年までは「町会所入目銭」＝惣町会所で必要とする諸経費を「貫銭」と一緒に毎月徴収していたが、翌14年からは「町会所入目銭」は「貫銭」とは別に、翌年分を12月にまとめて徴収するようにと指示している。これまで町全体で必要とする諸費用は「貫銭」と一緒に徴収していたが、ここで懸入用と惣町入用とはその目的が異なるものであると、それぞれ分けて徴収されるようになる。

こうして文化14年に、「両座銀」・「踊銀」・「御用馬銀」に加えて惣町会所における「町会所入目銭」も毎年12月に翌年分が徴収され、「惣町入用」が完成する。そして「貫銭」は「懸入用」として確定する。

3. 個別の町入用の確立による財政システムの完成

熊本惣町会所が開設されたことで、文化14年から「惣町入用」と「懸入用」は別々に徴収されるようになった。これは町人の負担が増えたことで、丁頭はその徴収に苦労することでもあった。このような状況にあって西古町懸西唐人町では、独自に新たな費用の徴収が始まっている。これより西唐人町をもとに、個別の町では諸入用の増加にどのように対応するのかを検討する。

3.1 諸入用の増加と「丁入用」の変化

熊本惣町会所の「町会所入目銭」の徴収が始まった文化14年に、町側が寛永10年（1633）の「条々」を持ち出して、町方根取に城下町の諸役について確認するという出来事が起きている[40]。これは、細川氏が肥後入国期に城下町には領主に対する役負担を求めないとしたことを取り上げたのである。それほどに城下町では諸入用の負担が重いものとなっていた。

ところがこうした時期に、西古町懸の西唐人町では独自に「町用銭」の徴収を始めている。西唐人町の「町用銭」がどういうものであるのかは、「町用銭控帳」の冒頭にある町役人の誓約書によって

明らかとなるので、次に提示する。

一、町用銭之儀者日貫ヲ以相集メ、其内より年々町内不時割・諸入目等差引、相残分者盆後踊諸入目、或者祇園社御祭礼之節、門挑灯張替仕継等ニ備置候、右用銭改方之儀者、毎年正月中ニ丁頭・組頭・組親迄打寄可相改候

但、用銭之儀改相済候上、早速預ケ所江遣、此帳面ニ請取置可申候、尤役宅中江者決而預り不申候事

文化十四歳丑正月

町頭　久左衛門
組頭　半兵衛
同　次兵衛
組親　寿右衛門
同　茂平次
同　栄作
同　仙右衛門
同　太兵衛

史料に見るように、「町用銭」の徴収を始めたのは町（丁）頭の久左衛門を中心とする丁内の組頭・組親である。西唐人町の町役人一同は、「町用銭」を徴収する目的は不時に割賦される諸入目銭に充当することであり、また盆後踊に用いる「踊銀」や祇園社祭礼で必要となる「両座銀」の追加費用として「備置」ことにあるとする。そのため集まった「町用銭」は丁内の町役人の監視のもと厳重に管理して保管すると、住民の理解が得られるように説明している。つまり「町用銭」は、「町会所入目銭」の徴収に苦労することが予測されることから、これに対応するための丁の対策である。町役人のねらいは、丁が財源を持つことで安定した町運営をすることにあったことは明らかである。したがって、これより「町用銭」を「丁用銭」と記述する。

どのような方法で「丁用銭」が徴収されているのかは、次の史料で明らかとなる。

町用銭根元日貫銭之事

文化十四年丑正月より貫始メ、天保十四年卯三月迄都合廿七ヶ年之貫立ニ候事

一、壱竈ニ一ヶ月　十四文
三十文
六十文
百廿文
百五十文

右五段ニて割方ニして壱ヶ月ニ三拾弐匁七分七厘宛、廿七ヶ年分合

拾貫六百拾七匁四分八厘

但、明細書者別紙貫銭帳且書抜帳ニ有之候

ここには「町用銭」のことを「根元日貫銭」とある。毎日住民から少しずつ集めるという考え方で徴収したものであることが記されている。その金額は竈（家屋敷）ごとに負担能力に応じて、1ヶ月に14文・30文・60文・120文・150文という5段階を設定しており、西唐人町全体では1ヶ月に32匁7分7厘を徴収したとある。

5段階がどういう基準で設定されているのか、これに関しては「明細書者別紙貫銭帳且書抜帳ニ有

之候」で明らかになるであろうが、現在では見ることができない。しかし諸入用の徴収と同じように、「軒帳」の記載にもとづいて間口を賦課基準として、5段階が設定されていたものとみて間違いないであろう。したがって、零細な住民からは銭14文であるのに対して、富裕層はその10倍の金額を徴収している。つまり「丁用銭」も定式入用・不時入用と同じように間口が賦課基準であるが、経済力のある者がより多くの金額を負担するように設定されている。その結果、1ヶ月に銭32匁7分7厘の徴収は、1年間にすると銭393匁2分4厘で、27年後の天保14年（1843）までに銭10貫617匁4分8厘が徴収されていることになる。西唐人町ではこうした資金を保有するようになったことで、不時入用が割賦されても丁頭は住民から諸費用を徴収しなくても「丁用銭」で処理できるようになる。

表3 「丁用銭」の保有高

	貫. 匁. 分. 厘
文久4年	20. 100. 0. 3
慶応元年	21. 15. 4. 6
〃 2年	－
〃 3年	25. 78. 6. 6
〃 4年	27. 201. 0. 5
明治2年	30. 50. 0. 0

「町用銭控帳」より作成

こうして文化14年から熊本惣町会所の「会所入目銭」の徴収が始まるとともに「丁用銭」の徴収を独自に始めた西唐人町であったが、天保14年の後も徴収は続いており、丁の財源を確立させいることが表3によって明らかとなる。文久4年（1864）になると銭20貫目余を保有しており、幕末の混乱期にも減ることがなく、むしろその保有額は増えている。つまり丁が財源を確立させると、「丁入用」は城下町財政の基盤となり、城下町の財政システムは変化することとなる。

3. 2 財政システムによる自律的な町運営の展開

「丁用銭」の徴収によって丁が資金を保有するようになると、その会計はどのように変化するのであろうか。これについては西唐人町の丁頭が記録していた支出簿である「諸買物控」を用いて検討する。表4はそのうち安政6年の内容を整理したものである。表には①と②の区別があるが、これは史料の記載のままである。支出月日・金額・目的についても史料通りに記入した。そして最後にこれらの各項目が熊本城下町の財政システム「惣町入用」「懸入用」「丁入用」のどれに相当するのかを書き加えた。すると以下のことが判明する。

①のうち「惣町入用」に当てはまるものとして、伊津野氏への樽代というのは、熊本城下町の建設に功績のあった伊津野氏が近世中期以降困窮していたことで、町人一同からの支援金である。この他に大慈寺川施餓鬼の寄付金や、藩から協力を求められた鉄砲試打ちの焔硝代、熊本の氏神である藤崎宮祭礼入目・その御幣縫い費用、両座銀・踊銀の臨時割賦がある。次に「懸入用」であるが、これは懸の業務に使用する諸費用である。影踏や藩主一族が出掛ける際にその世話をするため懸ごとに出夫する鳶役への賃金や、西古町懸の別当市原常太郎が惣月行司を務めた際に支払う懸の職員への増給などがこれにあたる。以上のものが「丁用銭」から支払われた「不時入用」である。このほかに丁ごとに行なわれる町用銭の監査、見図帳調べの際の諸費用や、西唐人町が加わる講の掛け金、町筋の灯明の蝋燭代などという西唐人町独自の支出があるが、これらは「丁入用」である。以上のように①には「惣町入用」「懸入用」「丁入用」への支出がまとめて記載されている。

次に②についてみる。「惣町入用」に当てはまるものとして、祇園社の油小屋の修復費用などや藩から求められた浦賀御手伝いや関東川筋御普請の上納銭、新宮寺の御神酒代がある。②には「懸入用」に当てはまるものはないが、町内の幕片張入目という「丁入用」でがある。これらが①と異なる点は金額が多いことであり、支出年限が限定されていることである。つまり②は①と異なる「特別入

用」であるため、記載が区別されている、ということになる。

このようにすべての支出が同じ帳簿に記載されている。それは西唐人町では「丁用銭」の徴収によりその財源を一本化して、「惣町入用」「懸入用」として割賦される不時入用と、丁の運営において必要となる「丁入用」を支出するようにしていたからである。

西唐人町のように独自に会計を確立させる丁が出現すると、藩ではこうしたやり方を城下町全域に奨励しており、「丁用銭」が他の丁でも始まっている様子が次の史料で判明する。

（前略）右之内より間懸寸志銭を始、町用之諸出銭一切取計、差引残当時拾三貫四百五拾目余有之候を、猶殖方取計居候由、右ニ付而ハ町内一統之耳ニ相成、至極弁利を得候由、右貫立ハ初発十ヶ年斗ハ手人を以段日貫立、手前ニおゐてハ不勘定ニ候得共聊厭不申取計候由、一稜之功績ニ而、他町ニ類も無之様子ニ相聞候（以下略）

表4　支出の内訳（安政6年分）

①「不時入用」			
	匁　分　厘		
正.13	12、5、	影踏の節（鳶役へ）	懸入用
正.16	27、4、	町用銭しらべの入目（鯛・鰤のわた・姥貝・酒）	丁入用
正.17	1、5、	御連枝様お出掛け（鳶役へ）	懸入用
正.26	12、	伊津野氏への樽代（町人一同より）	惣町入用
2.7	2、5、	若殿様祇園社社参（鳶役へ）	懸入用
2.25	5、1、	蝋燭1斤	懸入用
5.11	15、	薩摩様沢屋止宿で本番所鳶役への酒代	懸入用
2.－	28、3、	見図帳3冊拵え入目（物書へ）（清長1束半・合紙3枚・墨代）	丁入用
5.4	14、	見図帳調べの入目（酒代）	丁入用
8.2	10、	雲龍水突方の番（鳶役へ酒代）	懸入用
8.3	5、1、	蝋燭1斤	丁入用
7.－	2、5、	大慈寺川施餓鬼	惣町入用
7.－	6、	焔硝1斤（鉄砲試打で熊本町割賦）	惣町入用
8.15	24、9、	藤崎宮祭礼入目（鉾持賃・御神酒・短冊代）	惣町入用
〃	1、	御幣繕賃	惣町入用
8.17	4、	御法事棚繕、持夫賃	懸入用
8.29	2、	御連枝様お出掛け（鳶役へ）	懸入用
10.15	50、	殿様祭の御神酒代	惣町入用
10.20	16、3、5	恵美須講貫立不足分	丁入用
10.21	10、8、	蝋燭2斤	丁入用
〃	2、	御法事の御用持夫賃	懸入用
11.29	8、	惣月行司夫賃（市原常太郎へ）	懸入用
未記入	51、4、	両座銀・踊銀割賦	惣町入用
〃	5、2、	蝋燭1斤	丁入用
小計	317匁1分9厘		
②「特別入用」			
7.－	512、9、	油小屋修復手入	惣町入用
7.－	188、9、	町内幕片張入目	丁入用
9.27	187、8、4	浦賀御手伝上納銭	惣町入用
11.15	100、	新宮社御神酒代	惣町入用
12.1	208、	祇園社幡新規出来入目	惣町入用
12.13	72、9、3	川筋上納分	惣町入用
小計	1貫270匁5分7厘		
①+②	1貫587匁7分6厘		

「諸買物控」より作成

これは文政13年（1829）から嘉永4年（1851）まで22年間、西唐人町の丁頭をつとめて「丁用銭」を始めた清永久左衛門の褒章に関する藩の記録の一部である[41]。西唐人町では藩が求める協力金、「間懸寸志銭」を始め、惣町・懸から割賦される「諸出銀」をすべて「丁用銭」から支出しても、なお銭13貫450匁余を現有していたこと、そして西唐人町の取り組みが「町内一統之耳ニ相成、至極弁利を得候」と町中の各丁で採用されていたことが記されている。

以上のように近世後期には、それまで諸入用の徴収単位であった丁が、独自に資金を徴収するようになって「丁入用」が確立している。すなわち個別の町が財源を確保して城下町の財政を支えること

ができるようになって、重層的な財政システムが完成している。こうした財政システムに支えられて、城下町の町行政は実現した。

おわりに

本稿では熊本藩の熊本城下町を素材に、地子が免除されている城下町では、町行政をするための費用をどのように捻出しながら運営されていたのかを観点に、城下町の財政システムについて検討してきた。確認できた諸点を整理して、今後の課題に触れておくことにしたい。

本稿で取り上げた熊本城下町には、「惣町（町全体の運営組織）- 懸（中間行政区域）- 丁（個別の町）」という内部編成に対応する「惣町入用 - 懸入用 - 丁入用」があり、これらの諸入用によって町全体の財政が形成されていたが、こうした財政システムが完成するまでには以下のような経過があった。諸藩の城下町は、大名が領域の政治・経済の中心とするために建設した都市である。したがって初期城下町の段階から領主と対応するために有力町人を中心とする「惣町」が形成されており、その入用や町人が共同生活をするために必要とする費用を負担するという、未整備ながらも自主的な町の会計があった。これをもとに城下町の財政システムは次の３段階を経て完成している。

第１段階は、行政管理機構が成立した17世紀後期である。この時期に町役人が藩と対応しながら町の業務をするための人件費や諸経費など、町行政にかかる費用を町人が負担するようになって「懸入用」が成立する。第２段階となる宝暦期には、藩政改革にともなって町役人の運営力を強化するために、藩が徴収システムの整備をすると、諸入用を定式入用・不時入用に分けて徴収できるようになっている。第３段階となる文化期には、藩財政の窮乏により町役人が藩の町行政を肩代わりして広域的に業務を展開するようになり「惣町入用」が確立する。しかしこれにより町人の負担が増えたため、諸費用の徴収単位であった丁では独自にその財源を築いて「丁入用」を確立させて対応するようになる。その結果、近世後期になると城下町の財政システムは、個別の町入用によって支えられるように変化した。

城下町の財政システムが完成するまでには以上のような経過があった。明らかになったことの第一は、城下町の諸入用は一貫して町人の自主管理下にあったということである。そして城下町の財政システムは町役人が業務をする費用を中心に整備が進んでいることから、城下町の財政システムは行政システムと連動して進展しているということである。

つまり地子が免除されている城下町では、町行政に必要な諸費用を町人がすべて負担しており、城下町の財政は町人によって支えられていたのである。こうした財政システムをもとに、城下町では町人が必要とする対策を町役人が企画して実現させることが可能となっている。ところで、本稿では取り上げていない城下町の社会対策費はどのように捻出されていたのか、これに関しては本稿の結果をもとに引き続き検討を重ねて、別稿を準備したいと考える。

注

1）熊本城下町では地子が免除された時期は明らかでないが、城下町を建設した加藤氏と代わって領主となった細川氏は、入国直後に地子・諸役を免除している（寛永10年正月五日の「条々」『藩法集７熊本藩』193頁、創文社、1966年）。

2）入用論として、農村においては行政管理機構と対応して村をこえた「郡中入用 - 組合村入用」があり

（久留島浩『近世幕領の行政と組合村』、東京大学出版会、2002年）、都市においても「惣町入用・組町入用・個別町入用」いう重層構造があることが指摘されている（安藤正人「近世甲府の都市構造と役負担」『史料館研究紀要』13号、1981年）、

3）「井田衍義」（3、7、36）。寛文3年7月に個別の町には丁頭を一人置くと決め、丁が町行政の基礎単位となる。本稿で特に断らないものは永青文庫蔵「細川家文書」による。

4）承応元年ごろから中間行政区域の整備が始まる（前同）。寛文12年3月には懸が中間行政区域として機能している（「神雑」）。

5）熊本市立五福小学校蔵清永家文書（仮題）「西唐人町丁頭記録」。

6）渡辺家文書「諸万覚」。

7）享保7年10月の記録に「惣月行司、物書筆功従往古銀四拾目目と控有之候」（「惣月行事記録抜書」『熊本藩町政史料一』30頁、細川藩政史研究会、1985年）とある。

8）「新座能方旧記」、「草稿本」所収。祇園社は「祇園宮舞楽座後年能大夫相成候由来書抜」（「藻塩草」熊本県立図書館蔵）にある。

9）「御奉行所局々取計之規律大綱」（9、18、28）。

10）前掲『熊本藩町政史料一』4頁。

11）前同31頁。

12）「万差紙之覚」（14、14、37）、寛永14年の項。

13）前掲『熊本藩町政史料一』156頁。

14）前掲「御奉行所局々取計之規律大綱」。

15）前掲（『熊本藩町政史料一』503頁）。

16）熊本市立五福小学校蔵清永家文書「西唐人町見図帳」。

17）天保13年「町在」（9、23、6）、隈府屋先祖陳清三郎に関する内容。

18）「格式帳」（10、6、28）。

19）「御条目之控」（10、5、43）。

20）前掲『熊本藩町政史料一』99～102頁。宝暦2年7月26日に別当を奉行所に集めて、熊本町奉行を廃止して新体制となることを伝えている。

21）「市井式稿」（鎌田浩『熊本藩の法と政治』602頁、創文社、1998年）。

22）前掲『熊本藩町政史料一』111頁、宝暦2年9月の項。

23）前同113頁。9月には「出方難渋ニおよび、妨ニ成候ものも有之由（中略）吟味之上急度可被仰付旨御達有之」と負担しない町人を吟味して、徴収の徹底を図る。

24）掃除夫賃・惣月行司入目・高麗門明間番人雇賃銭に関しては、すべて前同113頁より。

25）前同125頁。

26）前同122頁。

27）前同156頁。

28）前同155頁。

29）前同166頁。

30）前同503頁。この間、天明8年3月から7月にかけては、町中の絵図の引き直しをする別当を決めて、町屋敷の実測が行なわれている。

31）前同532頁。

32）前同362頁。

33）前掲『熊本藩町政史料二』94頁、4月の項。

34)「市政雑式草書乾」(前掲『熊本藩の法と政治』636頁)。
35) 熊本惣町会所が開設される前年文化3年から、藩の流通統制策として津口・湊口からの他国商品の送証文は懸ごとに別当がまとめて町方部局に提出し、城下商人が負担する運上銀も別当がまとめて藩に納めるように、業務内容が見直される(前掲『熊本藩町政史料二』268頁)。
36) 前同273頁。
37) 前掲「御奉行所局々取計之規律大綱」。
38) 前掲『熊本藩町政史料二』454頁。
39) 前同485頁。
40) 前同490頁、文化14年6月27日の項に以下の記載がある。
寛永十年之比
　一、町之役悉御ゆるし之事
　一、御法度町々五ヶ条之事
右之通之儀、各家に被持伝候書付歟、又は家々之記録抔ニ町之役とハ何々御法度之ヶ条とハ何々と申儀相分り居候儀ハ無之哉、惣体寛永之ころ右様之御沙汰筋各方家ニ伝り有之を見合ニ相成候儀有之候間、皆共迄被相知度候、尤有無ともに一ト懸り限り書中を以来月中可被相達候、以上
　　六月廿七日　　　　　　　　　町方根取中
町への法度「五ヶ条」の1条が、注1)の内容。
41)「町在」(9. 24. 8)、嘉永6年の項。

Residents of the castle town and the financial

MATSUZAKI Noriko

On the rule of feudal lord in edo period, the land tax is infrastructure of the shogunate system,and the got the burden. However,in the castle town, residents is exempt the land tax. Therefore, after the administrative management mechanism, residents prepared the costs for administration. The administrative management mechanism start, residents had the operating expenses by themselves. After the administrative management mechanism, residents also pay administrative costs.
An increase in administrative costs but does not change the system in the castle town. R esidents consider the measures themselves, continue to bear the expense. The financial system in the castle town had been supported by residents. Thus, the administration must realize for residents.